平成28年2月 定例記者会見資料【情報提供シート】

【事業・施策用】

タイトル	龍ケ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する 条例の改正
1 目 的	茨城県内で悪質な無許可埋立て等の事案が発生しており、今後も、東京オリンピック 関連工事からの残土の発生も見込まれる事等から、事案の増加が懸念されている。 このような状況から、悪質な事案の発生を抑制し、発生した場合においても早期に条 例に基づく指導を行い、解決を図ることを目的として所要の改正を行った。
2 内容	【主な改正内容3点】※詳細は別紙参照 1. 面積等に関係なく、全ての事業(埋立て等)で「事業基準」を遵守しなければならないよう規定した。 2. 許可を受けなければならない事業区域の面積の下限値を、500㎡以上から300㎡以上に引き下げるとともに、面積に関係なく、搬入土量が300㎡以上となる場合にも許可を受けなければならないよう新たに規定した。また、許可を受けなければならない面積(又は搬入土量)に満たない場合であっても、当該事業区域を含む土地若しくはその土地に隣接又は近接する土地において、事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積(又は搬入土量)とを合算して、300㎡(又は300㎡)以上となる場合には、許可を受けなければならないよう規定した。 3. 暴力団員や法令等の処分を受けている者等が、許可を受けられないよう「欠格条項」を規定した。
3 施行日 (発足日)	平成28年4月1日(金)から施行
4 経 緯	・茨城県内での悪質な条例違反事案の発生・茨城県及び県内他市町村の条例改正による規制強化

7 担当課	都市環境部 環境対策課 環境保全グループ 担当者:戸﨑(とざき) 連絡先:0297-60-1538(直通)
-------	---

土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積を行う者

5 効果

6 対象者

※目的記載のとおり